

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 5 月 20 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500373 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1600005 号

第 1 結論

平成 12 年 4 月から平成 14 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 52 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 4 月から平成 14 年 1 月まで

前回の訂正請求において、請求期間の国民年金保険料について、社会保険事務所 (当時) から納付することを促され、私の母に納付してもらったので、納付したことを認めてほしい旨申し立てたが、訂正は認められないとする通知を受け取った。

しかし、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに、どうしても納得できない。上記の通知を受け取った後、私は、母から請求期間の保険料納付状況に関する記憶がより鮮明になったと聞いた。また、私は、母に保険料を納付してもらったお礼に、母に食事をご馳走したことを思い出したので、再度、訂正請求した。

第 3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者に聴取しても、保険料の納付についての具体的な状況が不明であること、ii) 請求者の母は、請求者に代わり請求期間の保険料を納付した記憶がある旨陳述しているが、具体的な納付時期や納付した保険料額の記憶が明確でないこと、iii) 保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に平成 27 年 12 月 2 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、請求者の母から請求期間に係る国民年金保険料の納付状況に関する記憶がより鮮明になったと聞いた。また、請求者は、食事をした商業施設の名称を挙げて、請求者の母に保険料を納付してもらったお礼に、請求者の母に食事をご馳走したことを思い出したと主張して、再度、訂正請求を行っているものである。

上記のとおり、請求者は、請求者の母から請求期間に係る国民年金保険料の納付状況に関する記憶がより鮮明になったと聞いたと陳述していることから、このことについて、請求者を介

して請求者の母に聴取を求めたところ、請求者は、請求者の母が聴取を拒んでいる旨陳述しており、請求者の母から陳述を得ることができない。また、その余の主張である保険料を納付してもらったお礼に請求者が請求者の母に食事をご馳走したことを思い出したと陳述していることについては、請求期間に係る保険料の納付状況を明らかにするものではなく、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500323 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600011 号

第 1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 3 月 1 日から平成 9 年 7 月 31 日まで

私は、請求期間において、A社の代表取締役として厚生年金保険に加入し、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたが、同社における厚生年金保険の記録がないので、請求期間について厚生年金保険の被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者の記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日 (平成 8 年 6 月 25 日) より後の平成 9 年 8 月 6 日付けで遡って取消処理が行われていることが確認できるところ、同社に係る履歴事項全部証明書において、請求者は、請求期間当時、代表取締役であったことが認められる。

また、請求者は、社会保険事務所 (当時) からは上記の厚生年金保険被保険者記録の取り消しについて知らされておらず、当該取消処理には関与していない旨主張するとともに、請求期間において厚生年金保険被保険者であったとして、平成 9 年 7 月 31 日付けの請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書 (以下「資格喪失確認通知書」という。) を提出している。

一方、請求者は、A社の社会保険の事務を担当し、かつ、社会保険事務所に対する届出に使用していた同社の代表者印を管理していたのは経理担当者であった旨回答しているが、雇用保険の加入記録によると、当該経理担当者は、請求者の厚生年金保険被保険者記録の取消処理日より前の平成 8 年 5 月 24 日に同社を離職していることが確認できる上、当該経理担当者は、社会保険事務所に対する届出に使用していた同社の代表者印は請求者が金庫に入れて保管し、捺印は請求者自身が行い、請求者自ら管理していた旨陳述している。

また、A社の履歴事項全部証明書において、請求期間当時、同社の取締役であったと認められる請求者の妻は、社会保険の事務及び代表者印の管理には関与していなかった旨陳述してい

る。

さらに、上記経理担当者は、自身の在籍時において、A社は社会保険料を滞納しており、請求者に社会保険事務所から社会保険料の納付の催促があったことを伝えても、請求者からは、社会保険料の納付よりもその他の支払を優先するよう指示されており、社会保険料を納付していたのは、自身が在籍していた当初だけであった旨陳述している上、請求者は、平成9年当時の同社は経営不振で従業員もほとんど辞めており、営業継続が困難な状態にあった旨回答している。

加えて、請求者は、自身は新規事業開拓や営業に専念しており、A社の社会保険に係ることは、ほとんど記憶にない旨回答しているが、請求者の代理人（請求者の子）は、上記資格喪失確認通知書については、その筆跡から、請求者が作成したものである旨陳述している。

上記の状況を踏まえると、A社の代表取締役であった請求者は、同社の社会保険の事務及び代表者印の管理に関与していたことがうかがえることから、厚生年金保険被保険者記録の取消処理について、知らなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの厚生年金保険被保険者記録の取消処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日に係る記録の訂正を認めることはできない。